○東北地方整備局告示第四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十一年二月二十六日

東北地方整備局長　髙田　昌行

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　県道大島浪板線改築工事（大島地区・宮城県気仙沼市磯草地内から同市浦の浜地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県気仙沼市磯草及び浦の浜地内

２　使用の部分　宮城県気仙沼市磯草及び浦の浜地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**１　法第20条第１号の要件への適合性**

申請に係る事業は、宮城県気仙沼市磯草地内から同市浦の浜地内までの延長1.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道大島浪板線改築工事（大島地区）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道大島浪板線改築工事（大島地区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従前の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

**２　法第20条第２号の要件への適合性**

県道大島浪板線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、起業者である宮城県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

**３　法第20条第３号の要件への適合性**

**⑴　得られる公共の利益**

本路線は、宮城県気仙沼市の大島地内を起点とし、同市東八幡前地内を終点とする延長約6.4kmの幹線道路である。

本路線のうち、起点である気仙沼市の大島と本土とを連絡する区間は、大島架

橋事業として橋梁等の整備が進められているが、これまで大島と本土とを連絡する道路は未整備であり、主要な交通手段はフェリー等の海上航路のみである。また、大島においては、島内唯一の幹線道路である県道大島線が沿岸の集落と大島中心部やフェリーターミナル等とを連絡し、地域住民の日常生活等に重要な役割を果たしているものである。

しかしながら、気仙沼市は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受け、大島においても、本件区間に対応する県道大島線（以下「現道」という。）が津波による浸水、路盤損傷により通行止めになるなど、沿線地域の復旧作業や物資輸送等に支障をきたしたものである。

本件事業の完成により、大島架橋事業によって整備される気仙沼大島大橋と接続し、本土と大島の中心部とを連絡することから、その間を往来する地域住民等の生活交通の利便性の向上に資するとともに、津波浸水区域を極力回避した線形等の良好な道路が整備され、災害時等において現道の幹線道路としての機能を代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年９月に任意で大気質及び騒音等の影響、動植物に関する調査を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるコクガン、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウクイ及びエゾアカヤマアリ、準絶滅危惧として掲載されているハマシギ、ヨタカ、ミサゴ、ジュズカケハゼ及びスジグロチャバネセセリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、センウズモドキ、キキョウ及びシオン、準絶滅危惧として掲載されているミズアオイ及びミクリその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、ミズアオイ及びミクリ等については、それらの生育環境に影響を及ぼすことから個体の移植を行うこととしている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、起業者は、今後、宮城県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、津波浸水区域を極力回避した線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを主な目的として、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号）による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、津波浸水区域を極力回避した山際の地形を通過する申請案とそれよりもさらに内陸側を通過する山側ルート案の２案による検討が行われている。

申請案と山側ルート案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は多くなるものの、トンネル等の施工がないため施工性に優れており、事業費も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により現道が損壊等したこと、本土と大島の中心部とを連絡し現道の機能を代替する路線により安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県気仙沼市役所